

第 52 回 周防大島町農業委員会総会

1 開催日時 令和 2 年 4 月 15 日 (水) 午前 10 時から午前 11 時 20 分

2 開催場所 周防大島町役場久賀庁舎 3 階 会議室

3 出席農業委員 (14 人)

- | | | |
|------|----|---------|
| 1 番 | 廣岡 | 隆義 |
| 2 番 | 宮城 | 恵子 |
| 3 番 | 浅原 | 豊 |
| 4 番 | 中河 | 洋作 |
| 5 番 | 星出 | 栄一 |
| 6 番 | 山村 | 助 |
| 7 番 | 角井 | 雅之 |
| 8 番 | 南方 | 敏男 |
| 9 番 | 山本 | 孝雄 |
| 10 番 | 瀬川 | 一郎 |
| 11 番 | 竹本 | よし江 |
| 12 番 | 小柳 | 貴史 |
| 13 番 | 袴田 | 光夫 |
| 14 番 | 安本 | 貞敏 (会長) |

4 欠席農業委員 (0 人)

5 出席要請農地利用最適化推進委員 (1 人)

5 番 岡原 豊

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0 人)

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知（貸借の合意解約）
について
- 報告事項2 農地現況証明願による現況証明について
- 協議会1 令和元年度（平成31年度）の目標及びその達成にむけた
活動の点検・評価（案）及び令和2年度の目標及びその達成
にむけた活動計画（案）について
- その他 諸連絡等

8 農業委員会事務局職員

- 事務局長 瀬川 洋介
書記 中村 作
書記 末長 寿規

局長

おはようございます。定刻となりましたので、只今より第52回周防大島町農業委員会総会を開催いたします。まず、今年度の人事異動により農業委員会事務局の体制が変更しましたので、ご挨拶をさせていただきます。

(事務局長、新書記、旧書記と順次挨拶)

それでは、総会の開会にあたり、安本会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長

おはようございます。桜の花も散りまして、新緑の季節に入りましたけれども、コロナの暗いニュースが続いております。私もですが、皆様方もコロナに負けないように元気に頑張ってくださいと思います。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日の附議事項は、議案1件、報告事項11件、協議会、その他諸連絡となります。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願いを申し上げます。それでは本日の出席者について報告いたします。在任する委員総数は14名、本日の出席委員、14名、全員出席いただいております。本日出席要請をした農地利用最適化推進員は1名の方もご出席いただいております。よって、過半数の出席ですので周防大島町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立いたしております。次に議事録署名人の指名をさせていただきます。廣岡委員と宮城委員によるしくをお願いいたします。なお、本日は農業委員会会長としての職務でこの総会と帰農塾の閉講式があり、一部時間が重なっております。申し訳ありませんが、議案第1号の採決が終わりましたら、帰農塾の閉講式出席のため退室させていただきます。よって報告事項1からの議事進行については、廣岡職務代理者をお願いいたします。それでは議事に移ります。日程1、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議事に入る前に皆様にご協力のごお願いがございます。現在感染が拡大しております新型コロナウイルス感染症について、拡大防止に向けた措置としまして、会場の換気及び委員の間隔を極力確保させて開催しておりますので、ご協力をお願いいたします。なお、前回同様報告事項につきましては時間短縮のため、内容の読み上げを省略させていただきます。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について No.1

申請人、借受人、広島市（事業者名）、貸付人、東三蒲（氏名）、申請地 大字東三蒲、字土井前、地番●●●●、地目田、現況田、面積1,782㎡です。権利の種類は賃借権の設定、契約の内容は賃貸借です。事業計画（用途等）

については資材置場となっております。その他参考といたしまして第2種農地、転用の内容は一時転用です。令和3年12月31日まで、無断利用令和2年3月10日からとなっております。担当委員は星出委員と岡原委員です。続いて許可基準についてご説明します。資料は1～5ページをご覧ください。まず立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場蒲野出張所から北北東に約610mの位置にあり、現在までに公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当します。また、本申請につきましては、農用地区域内農地ですが、一時的な転用であって、当該利用目的を達成する上で当該農地を利用することが必要であると認められ、また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない旨の町長の意見書が添付されていることから、農地法施行令第11条第1号に該当し、許可の対象となるものです。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、借受人は主に中国地方を拠点とする建設業を営む会社で、経年劣化による大島瀬戸を挟んだ鉄塔4基、内町内2基の鉄塔建替えの計画遂行に必要な広い資材置場となる土地を探していたところ、貸付人が借受人の要望に応えたものであります。また、申請人双方の代替地検討表を確認し、事業の実施のために他に適当な農地が無いことから、候補地の選定は適当であると考えます。次に、事業実施主体の資力及び信用についてですが、3ヶ月以内に発行された残高証明書の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に、転用の妨げとなる権利を要する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定はなく、該当がありません。次に、遅滞なく転用目的に供することの確実性についてですが、一時転用のため許可後から令和3年12月31日までの工事期間となっておりますが、先月の10日から農地転用の許可を得ずに着工したため、工事を中断させていただいており、今後は農地法を遵守する旨の始末書を提出しております。次に、行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、計画面積が1000㎡を超えていますが、一時転用のため周防大島町環境保全基本条例には該当しない旨、生活衛生課に確認をとっています。次に、一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、申請地以外に非農地を利用する計画はないため該当がありません。次に、計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び計画平面図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に、周辺農地への営農条件への支障についてですが、事業計画書及び計画平面図から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。なお、本件は一時転用のため、借受者から目的が終了した後、直ちに現状回復する旨の誓約書が提出されていることを申し添えます。

以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。以上でございます。

議長 引き続きまして、地区担当の星出委員、並びに岡原委員、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。星出委員。

5 番 星出です。現地を見てきました。申請地は国道 437 号線から 100m くらいの場所で、入り口側の両隣の所有者には了解をとったらしいのですが、その他の、申請地の周りをぐるっと囲む土地の所有者には知らせずに工事をはじめたようです。申請地は平成 16 年に、茶畑にする申請が出ておりました。所有者がどういう判断をされたかよくわからないのですが、事務手続きに差異があったのではないかと思います。この件に関しては、岡原委員からお話があると思います。申請地は一部コンクリートがはられていて、資材が既に運び込まれておりましたが、今後の展開次第では、原状回復などのお話も出てくるのかな、と思います。そこは話し合いで決めていただきたいと思います。以上です。

議長 岡原委員さん、ございませんか。

推委 5 番 岡原です。申請地は平成 16 年 9 月 13 日に、旧大島町で地目変更の許可が出ています。当時私は説明の担当でした。ここは水がとれないのと、車が道から入れないので、水田として管理することが難しく、当時の耕作者が所有者に返すこととなりました。そこで、所有者が土を入れて畑に変えたいということで、申請が出て、その時の農業委員会で承認されました。ただ、その後事務手続きが行われず、承認されたことが伝わっていなかったのではないかと思います。ここは現況は田ではなくて畑なんです。入口は少し道路から下がるので、雨が降ると泥がすぐに流れてしまって、何回か土を入れたのですが、コンクリートがないと車で入れないですし、私の考えでは、コンクリートのことは、転用というほどの事ではないだろうし、やむを得ないように思います。こういう事情がありますので、そのことを知っていただいた上で、ご審議をお願いします。

議長 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問・ご意見はございませんか。角井委員。

7 番 角井です。工事の期間についてなのですが、一時転用ということで令和 3 年

12月30日までとなっておりますが、例えばコロナの影響で期間が伸びた場合は、改めて申請をされるのでしょうか。

事務局 そうですね。工事の期間が延長となる場合は、改めて総会でお諮りすることになります。

7番 早く終われば、早めに原状回復して終わり、という流れになるんですか。

事務局 そうですね。そのような情報が入ってきた場合はその時にこちらでご報告させていただきます。

7番 はい。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

ご質問、ご意見ないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本件は許可することに決定をいたします。
それでは、私はここで退室させていただきますので、ここからは廣岡職務代理人に交代いたします。よろしくお願いいたします。

(会長退室)

職務代理 続いて日程2、報告事項1について事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは説明させていただきます。農地法第18条第6項の規定による通知(貸借の合意解約)についてですが、冒頭で申し上げましたが、報告事項でございますので読み上げは省略させていただきます。合意解約の資料につきましては、5~8ページでご確認をお願いいたします。主には中間管理機構による借受人変更のための解約4件、通常の合意解約が2件です。1件だけ、No.2に関しましては、それが全てではありませんが管理不足も原因のひとつ

となったようだという情報が入っております。それだけが原因ということではないと思うのですが、情報が入ってきております。報告は以上です。

職務代理 只今の事務局の説明についてご質問はございませんか。星出委員。

5 番 星出です。機構で新たに農地を借りる方についてなのですが、この方は柳井から屋代に引っ越して来られて、休耕田なども含めて 3ha くらいの広い土地を買われて、1 年しかたっていないのですが、こんなに広い農地を管理できるんですか。屋代から戸田に毎日通うことができるんでしょうか。今でも既に 3ha の農地を管理しておられますけど。前も言ったんですけど中間管理機構が貸す場合、近くの人で実績のある人の方が良いのでは。捨て作りをして全部荒らされる可能性がある。今までに買った畑も全部は作っていないと思うんですよ。

事務局 ●●さんに関しては、解約ということで、新規就農されたのは 3 年か 4 年前になろうかと思えます。先程、管理に対してご指摘いただきましたが、当初は、土日だけでも、農業をがんばりたい気持ちで新規就農で活動されていました。事務局の方に管理に対して指摘があり、お話をうかがったところ、体調を崩されているという情報もあり、草刈りが行き届いていなかった農地も、一部ではございますが、手が入っているのを現地に行って確認しております。今後も体の様子を見ながら、少しずつ農地を管理して、体も回復しつつあるようでございますので農業はこれからも続けていきたいというお気持ちのようです。

5 番 1 人で 3ha は作れないですからね。貸す側も、そこはよく精査しないと。専業で作れる量はきまっていますのでね。優良な農地だけであればできるかもしれないけど、ここは既に荒れているのではないのでしょうか。事務局も、貸してしまえば管理の問題は一見解決したようですが、実際の経営状況もよく知って貸してほしい。捨て作りの人には貸してほしくない。手が入らない人には貸さない。それに、できれば地元の人に貸してほしいんですね。遠くの人ではなくて。そういうことはきちんと考えてもらいたいと思います。以上です。

職務代理 他にございませんか。角井委員。

7 番 質問というか、報告なのですが、1 件私の解約もあるのですが、4 月から就農

した新規就農者の方で借りたい方がおられるので、その方に引き継いだという理由です。

職務代理 はい、他にございませんか。

(質問なし)

質問はないようですので、皆様のご了承をお願いいたします。続いて、日程3 報告事項2の説明を事務局よりお願いします。

事務局 報告事項2、農地現況証明願による現況証明について
久賀、棕野、東安下庄、浮島にて計5件の現況証明を行いました。非農地の理由は備考欄のとおりとなっており、各農業委員さんにご確認いただいておりますのでご報告いたします。

職務代理 只今の事務局の報告にご質問はございませんか。角井委員。

7番 この手のこと（非農地判断）は、時効みたいなものがあるんですか。全部、仕方ないな、とは思いますが。

事務局 時効で、というわけではないのですが、農地ではない状態になって相当の年数が経過している場合には、やむを得ず非農地判断となる場合があります。時効があるのかどうかはきちんとお調べして回答したいと思います。

7番 次の時でいいです。

職務代理 今のは次回に回答をお願いします。他にございませんか。

(質問、意見なし)

質問がないようでしたら、皆様のご了承をお願いいたします。続いて、日程4、協議会1に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、協議会1、令和元年度の目標設定及び、その達成にむけた活動の点検・評価案及び、令和2年度の目標設定及びその達成にむけた活動計画案についてご説明いたします。資料は議案と一緒に送付させていただいております。

これは平成 28 年 3 月の農林水産省の通知に基づき、毎年度の活動目標とその達成に向けた活動計画を定め、ホームページなどで公表することが義務づけられています。今回の案についてご確認いただき、ご異論がないようでしたら公表させていただきたいと思っておりますのでご協議のほどよろしくお願いいたします。

職務代理 只今の事務局の説明にご質問はございませんか。

事務局 少し資料がわかりづらいかもしれませんが、もし何かあれば、後日質問していただいても結構です。

(質問、意見なし)

職務代理 質問がないようですので採決をいたします。本件を公表することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員でございます。よって本件を公表することに決定いたします。続いて事務局より諸連絡をお願いします。


事務局 (諸連絡)

- ・新年度総会日程について
- ・次回開催令和 2 年 5 月 15 日(金)午前 10 時から久賀庁舎 3 階会議室
議案は 5 月 8 日までに発送予定
- ・令和 2 年度予算説明について
- ・農地パトロール及び利用状況調査について
- ・活動記録簿及び日誌の提出について
- ・農地現況証明願いについて

以上をもちまして第 52 回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。
長時間お疲れ様でした。

上記は、令和2年4月15日開催の第52回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和2年5月15日

周防大島町農業委員会会長 安本貞敏 

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員 廣田隆義 

周防大島町農業委員 宮城恵子 